



目次	ページ
告 示	
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	1
○公共測量の実施の通知 (")	1
○公共測量の終了の通知 (")	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (2件) (会計管理課)	1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	1
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	2
正 誤	
◎正誤 (平26・3・31付け 規則)	3

告 示

高知県告示第325号
国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成26年5月7日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
平成26年5月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量（「国土広域情報」修正測量）
- 作業期間
平成26年6月1日から平成27年3月31日まで
- 作業地域
高知県内全域

高知県告示第326号
高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年4月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成26年5月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び修正数値図化）

- 作業期間
平成26年4月22日から平成27年3月31日まで
- 作業地域
高知市

高知県告示第327号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成25年11月高知県告示第697号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成26年3月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成26年5月20日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第328号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成26年5月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年5月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 奥の谷日比原
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町清水上分字奥瀬戸3786番2から	前	3.5	73
		7.2	
吾川郡いの町清水上分字奥瀬戸3784番1まで	後	7.4	73
		15.5	
吾川郡いの町清水上分字長谷久保3464番から	前	3.1	142
		10.0	
吾川郡いの町清水下分字サガヤブ1977番1まで	後	6.4	142
		25.8	

高知県告示第329号
高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届

出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成26年5月20日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市棧橋通四丁目12-7
土佐電気鉄道株式会社
代表取締役 竹本 昭和
(変更後) 高知市棧橋通四丁目12-7
土佐電気鉄道株式会社
代表取締役 片岡 万知雄

2 変更年月日
平成26年1月24日
高知県告示第330号
高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成26年5月20日
高知県知事 尾崎 正直

- 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 吾川郡いの町波川287-4
一般社団法人高知県製紙工業会
会長 正木 一路
(変更後) 吾川郡いの町波川287-4
一般社団法人高知県製紙工業会
会長 森澤 正博

2 変更年月日
平成26年3月31日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成26年5月20日
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年4月28日 26高都計第54号	南国市岡豊町中島字 高木874番の一部ほか	南国市大桶甲2077番地 プレミアール 大篠A棟101

青山 健司、青山
郡子-----
落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年5月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成26年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
36,720,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・3・31	号外17	◎規則	3	左 (6・7)	「次の各号に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に、	「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、